

市報第 5 号

水道管破損事故についての損害賠償額の決定の専決処分
報告

次の水道管破損事故についての損害賠償額の決定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成 20 年 4 月 22 日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成 20 年 6 月 5 日提出

横浜市長 中 田 宏

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 5,625,900 円
- 2 被 害 者 川崎市川崎区塩浜 1 丁目 1 番 1 号
プレス工業株式会社
- 3 事故の概要 平成 19 年 10 月 2 日栄区笠間五丁目において水道メーターの据替作業中に水道管を破損したことに伴う浸水により、被害者の建物、設備等を汚損した。